

記入例

重要事項説明書

横浜市社会福祉協議会 保育士修学資金貸付事業

注1) 様式の印刷について  
A4用紙に両面印刷してください。  
1面と2面が別々の用紙にならない  
ようご注意ください。

必ず以下のすべての事項をご確認の上、署名捺印をお願い

する方で、保育士資格の取得を目指し、卒業後横浜市内の児童福祉施設等で保育士業務に従事しようとする方に対し、保育士修学資金を貸付けることにより、保育士の養成及び確保に資することを目的としています。

2. 借受人について (規則第 8 条から第 11 条)

借受人は借受けの目的に即し資金を使用し、修学に勤しむよう努めてください。また、卒業後、横浜市内の児童福祉施設等で保育士業務に従事しよう努めてください。やむを得ない理由なく、これに従わない場合、貸付契約の解除・返還の履行猶予の解除となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、万一借受人が死亡した場合、債務は相続人に相続される場合があります。

3. 連帯保証人 (規則第 8 条)

連帯保証人は、貸付金の返還について借受人と同等の義務を負っています。借受人からの返還が滞った場合、連帯保証人は債権者である横浜市社会福祉協議会から返還の請求をされることになります。請求された連帯保証人は、借受人の返済能力の有無にかかわらず請求に応じて支払う義務があります。

また、借受人が修学に努めるようご指導・ご協力ください。

4. 貸付期間及び金額等 (規則第 4 条)

貸付期間は養成施設卒業年次の 12 か月が限度です。また、貸付金額は月額 5 万円以内とし、その貸付金は無利子です。ただし、授業料減免の支援対象者は、授業料の減免適用後も自己負担が生じる範囲において前述の額を貸付けます。

5. 貸付決定の変更 (規則第 9 条)

授業料減免の支援を受ける借受人が契約期間中に支援区分の変更により減免額の増額が生じた場合等、又は新たに授業料減免の支援対象者となった場合等は、貸付決定した内容を見直します。

6. 貸付契約の解除等 (規則第 10 条)

下記項目のいずれかに該当した場合、貸付契約を解除します。

- (1) 養成施設を退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認めるとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき
- (5) 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- (6) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- (7) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

借受人が休学、又は停学処分を受けた場合、貸付けを休止します。

7. 債務の返還免除 (規則第 11 条)

下記項目のいずれかに該当した場合、債務の返還を免除します。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、横浜市内の保育所等において 5 年間引き続き保育士業務に従事したとき
- (2) (1) の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

8. 債務の返還 (規則第 12 条)

下記項目のいずれかに該当した場合、債務を返還していただきます。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設を卒業した日から、1 年以内に保育士登録簿に登録せず、又は横浜市内の保育所等において 5 年間引き続き保育士業務に従事しなかったとき
- (3) 横浜市内の保育所等において 5 年間保育士業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

返還方法は、月賦、半年賦、又は年賦の均等払いにて返還ください。ただし、全額の返還を希望する

ときは、直ちに返還することができます。

なお、休学若しくは停学処分により貸付休止となったとき、休止期間に該当する貸付金について、事前交付されている場合は、その全額を直ちに返還していただきます。

返還計画のとおり返還がなされない場合は、返還金の督促等を行うことがあります。

9. 届け出義務 (規則第 15 条)

下記項目に該当する場合は、速やかに届出を提出してください。

- (1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名、勤務先等に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 借受人が債務の返還猶予を受けている期間中に従事先を変更した、又は従事を辞めたとき
- (4) 借受人が死亡したとき

10. 即時返還 (規則第 16 条)

下記項目のいずれかに該当した場合、資金を即時返還していただきます。

- (1) 修学資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき

11. 延滞利子 (規則第 17 条)

返還期日までに全額返還されなかった場合は、返還期日の翌日から返還日までの期間に応じて、未返還額につき年 3 パーセントの割合で延滞利子を徴収します。

11. 担当所管課・苦情対応

(1) 実施団体

連絡先： 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課  
 〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7 階  
 TEL: 045-201-2218 / FAX: 045-201-1661  
 受付時間： 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで  
 土曜日、日曜祝日、年末年始 (12月29日から1月3日まで) はお休みです。

(2) 苦情窓口

連絡先： 上記連絡先 (苦情受付担当)  
 ※本会苦情解決規則 (<http://www.yokohamashakyo.jp/iken/kujo-kisoku.html>)

注2) 署名・捺印について  
 それぞれが自筆で署名の上、印鑑は実印を使用してください。  
 なお、申込者が未成年の場合は、法定代理人全員分の署名捺印が必要です。

【説明確認欄】

り、重要事項の説明を受け、同意します。

令和〇 年 〇 月 〇 日

横浜市社会福祉協議会会長

申込人	氏 名	湊 未来		(印)
親権者又は後見人	氏 名	湊 大道		(印)
親権者又は後見人 <sup>*1</sup>	氏 名	湊 花子		(印)
連帯保証人	氏 名	湊 大道		(印)

※1 親権者又は後見人が複数名いる場合は、ご署名・捺印ください。また、記入欄が足りない場合は、欄外にご署名・捺印をお願いします。